

天候悪化への対応について

習志野市立実籾小学校

大雨や暴風により児童の登下校の安全の確保が難しい場合に、習志野市では以下のような対応をとっていますので、御確認ください。児童の安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

1. 台風等の接近や大雪が予想されるときの前日までの対応について

(1) 前日(休日が入る場合は、休前日)9:00までに校長会と教育委員会とで協議を行い、翌日の(休日の翌日の)給食の有無を決定します。

※給食食材納品中止の都合上、給食の有無については、この段階で決定します。

(2) 前日12:00(正午)に校長会と教育委員会とで協議を行い、翌日の対応を決定します。決定した内容の各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童を通して文書により連絡します。
- ② 前日13:00以降に、学校から緊急連絡メールを送信します。
※ 休日においては、②のみの対応となります。

《連絡する内容》

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」
及び
(「一部休業」や「通常通り」とした時の)給食の有無

※「臨時休業」や「一部休業」になった際の放課後児童会(学童)について

- ・当日の朝、午前8時に開室されます。
(放課後児童会の職員が到着するまでは、校内でお預かりします)
- ・「臨時休業」の時や、「一部休業」で給食が中止になっている場合は、お弁当を持たせてください。
- ・登室する場合は、必ず保護者の付き添いをお願いします。

2. 当日の朝の対応について

(1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。

(2) 前日に「一部休業」または「通常通り」と(学校から)連絡があった場合でも、朝6時の時点で、以下の場合には、自宅待機としてください。

1 「暴風警報」「大雨特別警報」「大雪警報」が発令されている場合

2 習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合

※**1**については、「習志野市」の他、「千葉県北西部」など習志野市が含まれる場合の全てを指します。以下、警報等の発令については同じです。

※警報等の発令や、土砂災害警戒情報の発表の確認は、保護者の方が行ってください。

(3) 警報等が解除され、登校が可能になった場合には、学校から緊急連絡メールを送信します。その際には、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻、給食の有無をお知らせします。

(4) 朝10時の時点で、引き続き上記**1**の場合は「臨時休業」とします。この場合、学校から緊急連絡メールを送信してその旨をお伝えします。

3. (当日の朝) 登校について保護者の判断を可とする場合について

下記(1)～(3)の場合は、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。(緊急連絡メール等での連絡がない場合でも)
なお、この場合は「出席停止」に該当するものとして、遅刻・欠席にはなりません。

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、「暴風警報」が発令されず、「大雨警報」、「洪水警報」だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、「雷注意報」「竜巻注意情報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

※気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。

4. 給食の対応について

「臨時休業」または「一部休業等(登校時刻の変更)」で給食が中止となった日の給食費は徴収となりますので、御了承ください。

5. 児童が在校時の下校の対応について

児童が在校しているときに、警報・注意報等の発令、またはそのような事態が予測される場合には、校長会と教育委員会で下校時刻等について協議し、対応を決定します。

- ① 下校時刻等を変更する(下校を早める、または遅らせる)場合は、学校から緊急連絡メールを送信して対応をお知らせします。
- ② 下校時刻を変更して下校する場合は、通学路方面ごとに職員が付き添って下校します。
下校時刻を早めた場合、帰宅できない(家の中に入れない)ことが予想される児童については、保護者の方と連絡が取れるまで校内で預かります。また、放課後児童会(学童)に行く児童についても、職員が到着するまで校内で預かります。

※校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全が十分に確保されるまで下校を遅らせるなどの対応をとります。その際には、緊急連絡メールで、その旨をお知らせします。

こちらの内容は、[実籾小学校ホームページの「非常時対応」](#)のバナーから御覧いただけます。